

【機密性 2】

横浜家庭裁判所委員会議事概要

第 1 日時

令和元年 12 月 11 日（水）午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分

第 2 場所

横浜家庭裁判所大会議室（本館 5 階）

第 3 出席者

（委員）五十音順，敬称略

東幾世，今村智仁，大嶋正寿，岡部伸康，小野真由美，菊地哲也，佐藤基，瀬尾裕香，田口幸子，平沼義幸，廣谷章雄，松谷佳樹，三嶽昌幸

（事務担当者）

首席家庭裁判所調査官，家事首席書記官，少年首席書記官，次席家庭裁判所調査官，家事次席書記官，事務局長，総務課長，総務課課長補佐，総務課庶務係長

（オブザーバー）

神奈川県弁護士会所属内嶋順一，神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課地域福祉グループグループリーダー細川牧，同グループ主査成瀬真由美

第 4 テーマ

成年後見制度の利用促進に向けた取組について

第 5 議事（以下，◎委員長，○委員，◆事務担当者）

- 1 家事首席書記官から，今回の委員会のテーマの趣旨等について，次のとおり説明があった。

成年後見制度とは，精神上の障害により判断能力が不十分な人について，法律的に支援をする制度である。

厚生労働省公表の新オレンジプランによると，認知症有病者数は，平成 24 年の 462 万人から令和 7 年（2025 年）には約 700 万人に増加するのではないかと推計されている，その数に比べると現在の成年後見制度の利用者は少なく，利用すべき方が制度を利用していないのではないかと指摘があるところである。

このような指摘を受け，平成 28 年 5 月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され，この法律に基づき，成年後見制度利用促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画として，平成 29 年 3 月に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定された。

この基本計画においては，利用者がメリットを実感できる制度や運用に改善するとともに，全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるように，各地域において権利擁護支援のための地域連携ネットワークを構築し，この地域連携ネットワークの整備や運営の中核となる中核機関を各地域に設置することが求められている。

そして，家庭裁判所も中核機関が後見人候補者の的確な推薦や後見人への支援を行う

ことができるよう連携を図ることが求められており、これを受け、各家庭裁判所も各地域と連携を取り、情報提供や意見交換を通じて支援しているところである。

そこで、今回は「成年後見制度の利用促進に向けた取組について」をテーマとして取り上げ、成年後見制度を取り巻く昨今の情勢や各地域と家庭裁判所の連携のための取組についてお話しさせていただき、各地域と家庭裁判所の効果的な連携について意見交換をさせていただきたい。

- 2 家事次席書記官から、今回のテーマに関して、成年後見制度の現状、利用促進法と基本計画、中核機関の設置の必要性、裁判所の取組などの説明があった。
- 3 神奈川県から、神奈川県の取組状況についての発表があった。
- 4 神奈川県弁護士会から、弁護士後見人の現状と利用促進への課題についての発表があった。
- 5 神奈川県社会福祉協議会から、日常生活自立支援事業についての発表があった。

6 意見交換（以下、◎委員長、○委員、◆事務担当者）

○700万人の認知症有病者がいるなかで、どれぐらいの成年後見制度の利用が目標なのか。

◆700万人の認知症有病者がいたとしても、すべての人が成年後見制度を利用するわけではないし、そのうち何人の有病者が成年後見制度を利用しているのかの統計もないので、具体的な目標利用者数は言えない。認知症に限らず知的障害、精神障害の方も成年後見制度を利用しているので、実際の認知症有病者の利用者数は少ないと感じる。

○利用促進と言うが、どれぐらいの人数で促進されたと思うか。

◎政府も、これぐらいが理想という数字は掲げていない。数値と言うよりも、制度を利用すべき人が利用するには至っていないのではないかという問題意識が強い。

○私は、知的障害者施設の運営に関わっているが、障害を持つ子どもの親から、親が亡くなった後の子どもの財産管理の相談をよく受ける。専門職の後見人を付けてもらいたいが、後見人への報酬面で躊躇するという相談がある。この報酬と言うのは裁判所・国・地方から支払われるわけではなく、後見人が管理している被後見人の財産の中から後見人の報酬を出すので、財産がなくなるのではないかと心配している方が多い。具体的にどれぐらい報酬を支払っているのでしょうか。また今後、国・地方の補助の動きの有無を教えてほしい。

◆現在の運用では、管理財産額に応じて月額2万円ないし6万円の報酬と、付加報酬がある。報酬助成があるが、利用促進するのであれば拡大する議論はある。

○後見制度を利用したい場合として、高齢者の認知症の方が、貯金の管理、解約ができないことに不便がある場合があろう。しかし、実際には不便を感じてないので、利用が促進できないのではなかろうか。そこで中核機関の必要性が高まっているのではなかろうか。

○私は、精神病院で働いており、認知症も含めて財産管理のできない方の長期入院を見てきたが、こちらからは勧めてこなかった。これは、家族が財産を管理するのがほとんど

で、法的手段をとってこなかったからである。子どもが入院している方は、親が管理をしている。精神病院ができて始めて60年あまりであるが、だんだん増えているのは、子どもを長期入院させている家族である。もう20年位経つと、親は他界し、子どもは地域に戻れないまま、精神病院で人生を終えていく。子どもの財産が無くなった後に、生活保護を利用する方が多い。どの時点でこの成年後見制度を勧めていいのか分からない。働けるけれども、時々お金を使いすぎる方、自分でお金を管理できない方には借金をできなくする制度を勧めて様子を見ている。成年後見制度というのはかなりハードルが高い気がするものなので、家族が懸念する理由だと思う。

◎利用件数が少ないために、ハードルが高いという現状があるかもしれない。これは、相談事業あるいは広報の問題ではないだろうか。そういうことが充実してくると、後見制度を使ったほうが良いのかどうか、相談できる体制ができる。

○制度を促進した方が良い分野について、虐待の場面があると思う。この場面において、本人の権利擁護のためであるので、市町村の虐待防止事業として制度利用することが良いと思う。セルフネグレクトについても、制度利用することが良いと思う。関係機関の方と連携して、取り組んでいきたい。

○成年後見制度と漠然と名前を聞いたことがあるが、今日話を聞いて、やはり中核機関の設置が市町村の福祉機関の連携となり、大切であると知った。テレビ・新聞等で広報しても、すべての方が必要とする情報ではないので、中核機関等で成年後見制度のチラシ等を配り、報酬の部分など不安を感じることを知らしめているのかどうか。

◆今まで作っていたパンフレットは、最高裁で大幅にリニューアルした。当事者からも申立できるように、ふりがなを振ったものにしたりして、利用者が増えるような取り組みをしている。パンフレットのページ枚数も増やして、一見してイメージしやすい絵なども増やし、分かりやすく変化させている。

○藤沢市が中核機関を立ち上げており、私はそこに携わっているので内情をよく知っている。当事者に分かりやすい成年後見制度の説明については、藤沢市は中核機関立ち上げ当初から、当事者団体、支援団体と協調して、成年後見制度をコンパクトに簡単に説明できないかということで必ず会議で話し合っており、当事者にもわかりやすいパンフレットを作製している。来年にはパンフレットを配る事ができる。中核機関があると、積極的に進められる起点ができる。一步前進するには、中核機関があったほうが良い。他の市町村でも中核機関の設置が必要である。

○成年後見制度は、相談できる能力がある人や親族がいる人はよいけど、相談できる能力がなく親族もいない人が利用できなければならない。その中で、個人情報観点が気になる。それが一つの壁になって、支援を受けなければならない人が、成年後見制度を必要だとすると、どこまでの情報を機関が持つべきであろうか。

財産が有ったり親族がいたりする人は、他に手段があるが、そうでない方は、この支援で大丈夫か心配である。例えば年金しか収入がない人、低収入の人でも、この制度を実際に導入すると、意外と報酬分ぐらいになるケースもある。

◎裁判所として、小規模の市町村については、中核機関の設置を促す必要が高いので、県等と連携して設置に向けた支援をしていこうとしているが、方向性については如何か。

○市町村間で格差があってはいけないと思うが、スピード感が大事である。大都会と小規

模市町村とは同じであるか疑問に思う。

◎大きな市は基本的にスピード感をもって取り組んでいるが、気付くと周辺部分は手つかずになっていることがある。成年後見制度の使い勝手の差は解消していかなければと思いつながらやっている。裁判所としては、これからも協力して、管内全域において使い勝手が良い成年後見制度になるためには、利用促進の広報も含めて、中核機関があれば進むのではないかと考えているので、ご協力をお願いしたい。

第6 次回テーマについて

児童虐待に関連する家裁の実務の実情について